

証券コード 4452

2026年4月15日

株主各位

(電子提供措置の開始日2026年3月28日)

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

**花王株式会社**

代表取締役  
社長執行役員 長谷部 佳宏

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本臨時株主総会は、一部の株主さま（以下「提案株主さま」）からの請求を受けて開催するものであり、上程されている議案は提案株主さまからの提案によるものであります。議案の内容は後記の株主総会参考書類に記載のとおりですが、**当社取締役会は、本臨時株主総会における株主提案に「反対」しております。**当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知11頁以降をご参照ください。

また、本臨時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

[www.kao.com/jp/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/](http://www.kao.com/jp/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/)



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から6頁のご案内に従って、**2026年4月28日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

※ お土産（製品サンプル）の配布はございません。

本臨時株主総会の運営に変更等が生じた場合は当社ウェブサイトに掲載いたします。

[www.kao.com/jp/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/](http://www.kao.com/jp/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/)



スマートフォンでらくらく！

招集通知の閲覧も、議決権行使も  
QRコード\*を1つ読み取れば、  
どちらも簡単にを行うことができます。

## 記

1. 日 時 2026年4月30日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 花王株式会社 すみだ事業場内 セミナーハウス  
東京都墨田区文花二丁目1番3号（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください）

3. 目的事項 決議事項 <株主提案>議案 パーム油及び紙・パルプに関するサプライチェーン上のリスクに関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制における瑕疵の調査の件（会社法第316条第2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件）

以 上

※上程されている議案は提案株主さまからの提案によるものであり、**当社取締役会は株主提案に「反対」しております。**

● 株主総会に関するご留意事項

- 本臨時株主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面をお送りしております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合には、下記ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）においてお知らせいたします。  
当社ウェブサイト  
[www.kao.com/jp/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/](http://www.kao.com/jp/investor-relations/stock-information/shareholders-meeting/)  
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

# 議決権行使方法についてのご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席いただける場合



株主総会開催日時  
2026年4月30日(木曜日) 午前10時  
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます(ご捺印は不要です)。

● 代理人による議決権のご行使は、当社の議決権を有する他の株主さま1名に委任する場合には限られます。なお、会場受付にて代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

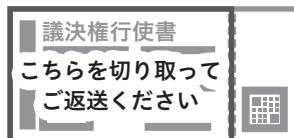
## 当日ご出席されない場合

### 郵送(書面)によるご行使



2026年4月28日(火曜日)  
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、株主提案に反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



▶ 詳細につきましては4頁をご覧ください。

### 電磁的方法(インターネット等)によるご行使

「スマート行使」  
によるご行使



2026年4月28日(火曜日)  
午後5時受付分まで

同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って賛否をご送信ください。



▶ 詳細につきましては5頁をご覧ください。

議決権行使コード・  
パスワード  
入力によるご行使



2026年4月28日(火曜日)  
午後5時受付分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

▶ 詳細につきましては6頁をご覧ください。

### ● 議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  2. インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- なお、インターネット等による議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### 機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



## 郵送（書面）によるご行使（2026年4月28日午後5時到着分まで）

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

↑こちら側を切り取ってご返送ください。

↓こちらに議案の賛否をご記入ください。

※議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、株主提案に反対の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※2026年4月28日（火）午後5時までに到着するようご返送ください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

本臨時株主総会におきましては、**株主提案**（一部の株主さまからご提案された議案）の決議を行います。

**当社取締役会は、株主提案に「反対」しております。**

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知11頁以降をご参照ください。

当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、下図のようにお示しください。

**当社取締役会意見にご賛同  
いただける場合**

オアシス様提案

議案

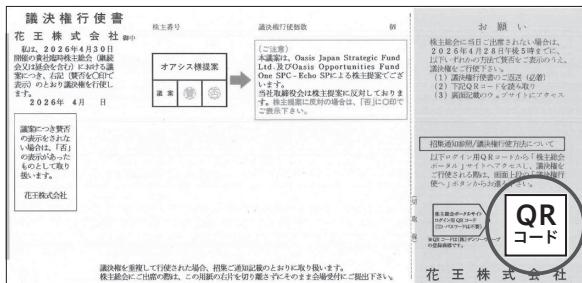


**株主提案  
「否」に○**



# 「スマート行使」によるご行使(2026年4月28日午後5時受付分まで)

## 1 QRコードから株主総会ポータルサイトへアクセス

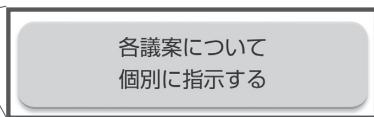


同封の議決権行使書用紙の右下のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取り、株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

## 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
「各議案について個別に指示する」をご選択ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

本臨時株主総会におきましては、**株主提案**（一部の株主さまからご提案された議案）の決議を行います。

**当社取締役会は、株主提案に「反対」しております。**

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知11頁以降をご参照ください。

当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、**下図のボタン**をご選択ください。

### 議案

パーム油及び紙・パルプに関するサプライチェーン上のリスクに関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制における瑕疵の調査の件（会社法第316条第2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件）

賛成

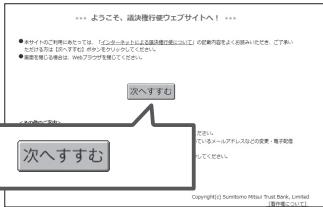
反対

→ 選択



# 議決権行使コード・パスワード入力によるご行使 (2026年4月28日午後5時受付分まで)

## 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

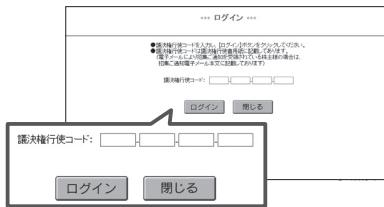


「次へすすむ」をクリック  
議決権行使ウェブサイト  
<https://www.web54.net>

スマートフォン・パソコン等の  
操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120-652-031  
受付時間 午前9時～午後9時

## 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力



「議決権行使コード」を入力  
「ログイン」をクリック

## 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力



「パスワード」を入力  
「次へ」をクリック

## 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

※株主総会ポータル (<https://www.soukai-portal.net>) からのご利用いただけます。

本臨時株主総会におきましては、**株主提案** (一部の株主さまからご提案された議案) の決議を行います。

**当社取締役会は、株主提案に「反対」しております。**

当社取締役会意見に関する詳細は、本招集ご通知11頁以降をご参照ください。

**当社取締役会意見にご賛同いただける場合は、ご投票画面の、下図のボタンをご選択ください。**

株主提案		議案に対する賛否
議案	パーム油及び紙・パルプに関するサプライチェーン上のリスクに関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制における瑕疵の調査の件 (会社法第316条第2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件)	○賛 <input checked="" type="radio"/> 否

選択

※インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金 (接続料金等) は、株主さまのご負担となります。

# 株主総会参考書類

議案は、当社の株主であるOasis Japan Strategic Fund Ltd.及び Oasis Opportunities Fund One SPC - Echo SP（以下総称して「請求者」といいます。）による株主提案（以下「本株主提案」といいます。）であります。議案の議案名、提案の要領及び提案の理由は、形式的な修正及び会社注記を除いて提出された書面の原文のまま記載をしています。※

**当社取締役会は、本株主提案の議案について「反対」いたします。**

当社取締役会の反対意見については、11頁から14頁をご参照ください。

※なお、請求者の招集の理由については、当社の2026年3月5日付リリース「株主による臨時株主総会の招集請求に関するお知らせ」の別紙（臨時株主総会招集請求書）をご参照ください。

## 議案

パーム油及び紙・パルプに関するサプライチェーン上のリスクに関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制における瑕疵の調査の件（会社法第316条第2項に定める当社の業務及び財産の状況を調査する者の選任の件）

### 第1 議案の要領

#### 1 業務及び財産の状況を調査する者

調査の目的事項に記載の事項を調査させるため、前川晶氏、楠田真士氏及びCarr-Howard（カー・ホワード）氏を、会社法316条2項に定める株式会社の業務及び財産の状況を調査する者（以下「調査者」という。）に選任する。本議案の承認可決により調査者の選任は効力を生じ、当社との間で別途契約を締結することを要しない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
前川 晶 (1972年10月 9日生)	1999年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 岡村総合法律事務所入所
	2006年2月	財務省関東財務局勤務（金融証券検査官）
	2008年1月	増田パートナーズ法律事務所入所
	2009年8月	前川晶法律事務所開設
	2011年2月	法律事務所イオタに合流
	2016年4月	第一東京弁護士会副会長（～2017年3月）
	2021年6月	かながわ信用金庫監事（現任）
	重要な兼職の状況 法律事務所イオタ パートナー かながわ信用金庫 監事	

※前川氏は、当社株式を保有していない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
楠田 真士 (1979年9月 21日生)	2005年4月	野村証券株式会社(旧 リーマン・ブラザーズ証券株式 会社)入社
	2013年12月 2013年12月 2014年4月 2018年4月 2025年10月	弁護士登録(第一東京弁護士会) オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所 一般財団法人 都築国際育英財団理事(現任) 慶應義塾大学非常勤講師(現任) ヒルフォード法律事務所開設
	<u>重要な兼職の状況</u> ヒルフォード法律事務所 マネージング・パートナー 一般財団法人 都築国際育英財団 理事 慶應義塾大学 非常勤講師	

※楠田氏は、当社株式を保有していない。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	
Maxwell Carr- Howard (カー・ ホワード) (1966年4月 30日生)	1996年	弁護士登録(コロンビア特別区) 米国連邦地方裁判所ニューメキシコ地区において C. LeRoy Hansen 判事の下でロー・クラークとして勤務
	1999年 2002年 2013年	米国司法省 米国連邦検事局 ニューメキシコ地区 検事補 Husch Blackwell LLP パートナー Dentons US LLP パートナー
	<u>重要な兼職の状況</u> Dentons US LLP パートナー	

※Carr-Howard (カー・ホワード)氏は、当社株式を保有していない。

## 2 調査の目的事項

次の各事項を目的とする。

- ① 本報告書その他調査者に開示された資料において指摘されている当社のパーム油及び紙・パルプのサプライチェーン上のリスク(以下「本リスク」という。)に関連する当社のリスク管理体制、内部統制及び取締役会による監督体制の適切性及び有効性を評価すること
- ② 本リスクに関連するサステナビリティ、サプライチェーン及びコンプライアンス関連の開示の正確性及び適切性を評価すること
- ③ ブランド価値、市場アクセス及び米国及び欧州を含む日本以外の主要な市場における当社の成長戦略の実行への影響を含め、特定された瑕疵が当社の事業及び財務状況に影響を与えるものであると合理的に予想されるかどうかを評価すること
- ④ 調査結果、結論及び是正措置の提言(あれば)をまとめた調査報告書を当社に対し交付するとともに、株主

## 総会に報告すること

(会社注記)「本報告書」とは、「www.protectkao.com において掲載している「花王における NDPE 方針とその実施の批判的評価 サマリー・レポート」と題する調査要約報告書」を指す。

### 3 調査及び報告の方法

- ① 調査者は当社からも本臨時株主総会招集請求者である請求者からも独立して調査を行う。
- ② 調査期間は、本臨時株主総会により調査者が選任された日から起算して3か月とする。ただし、調査者が合理的に必要と認める場合には3か月を超えない範囲で延長できる。
- ③ 調査者は、調査期間末日までに、必要な調査を行ったうえで調査報告書（以下「調査報告書」という。）を当社に交付するとともに、その内容を公表する。また、調査者は、調査報告書公表の後に開催される最初の株主総会において調査報告書の内容を報告する。
- ④ 調査者は当社の役職員及び関連する第三者に対して、調査のため必要と考える書類等の開示、交付等を求め、また調査のため必要と考える事項について報告を求めることができ、当社の役職員はこれを拒否できない。
- ⑤ 調査者は、当社の役職員その他の者が協力しない場合、調査を拒否若しくは妨害した場合、又は当社の役職員その他の者から調査者若しくは補助者が直接的若しくは間接的に圧力等を受けた場合、これを調査報告書に記載する。
- ⑥ 調査者は、必要に応じて、当社役職員からのヒアリングを行い、調査対象とする事実の範囲（以下「調査スコープ」という。）を決定する。
- ⑦ 調査スコープは、調査者選任の目的を達成するために必要十分なものとする。また、調査者は、必要に応じて、調査スコープを拡大、変更等を行うことができ、この場合には、調査報告書でその経緯を説明する。
- ⑧ 調査者は、当社の企業価値に著しい悪影響を与えることのないよう、当社のコストやリソース配分にも配慮して、調査スコープを設定する。
- ⑨ 調査者は、外部の専門家等を調査補助者として選任し、その合理的な費用を当社に対して請求できる。

### 4 報酬

- ① 当社は、調査者に対して、社会通念上合理的な範囲で、調査に係る報酬（調査者及び補助者の日当を含む。）を支給する。調査者及び補助者がその通常の業務に当たって合理的なタイムチャージに基づき報酬を請求する場合には、当該タイムチャージに基づいて算定される報酬は社会通念上合理的なもののみとする。
- ② 調査者の請求に対して、当社が調査に係る報酬の全部又は一部の支給を拒否する場合、請求者が、調査者に対して、当該支給を受けられなかった報酬を補償する。

## 第2 提案の理由

本報告書において当社のサプライチェーンのリスク管理体制、内部統制及び関連する開示について重大な問題の存在が指摘されており、迅速に特定、対処されない場合、当社には社会的評価の毀損、原材料供給網の混乱、

消費者からの信頼の喪失、資金調達コストの増加といった影響が生じ、当社の長期的な企業価値を毀損するおそれがある。

これらのリスクは、米国及び欧州における流通網の拡大やブランド展開を通じた海外成長の加速という当社が公表する戦略により増大する。サプライチェーンの管理体制及び開示が不十分な場合、パーム油や紙・パルプに関連する問題が主要な成長市場における市場アクセスを阻害し、ブランド信頼性を毀損し、結果として当社の長期的な成長戦略を損なうおそれがある。

したがって、これらの問題を、独立性のあるプロセスにより調査を行うことが株主の利益に適い、当社の企業価値の持続的向上に資するものである。

## (本株主提案に対する当社取締役会の意見)

**当社の取締役会は、本株主提案に反対いたします。**

当社の取締役会は、すべてのステークホルダーからの意見を真摯に受け止め、会社及び株主の最善の利益の実現に向けて適切に対応する責務を負っております。

かかる観点から、取締役会において、請求者の指摘について確認結果の報告を受け審議を行った結果、当社の内部統制システムに重大な不備があることを示す事実は認められませんでした。したがって、現時点において外部専門家による追加的な調査を実施する必要はないと判断しております。

当社は、原材料の責任ある調達に関する方針及び取り組み、人権デューデリジェンスを含む強固なサプライチェーン管理体制のもとで事業を推進しています。当社は、環境・社会・ガバナンス（ESG）への取り組みを重要な経営課題と位置付け、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」といった国際的ガイドラインや規範等をよりどころにした当社の各種方針に基づき、事業活動を行っています。サプライチェーンマネジメントを含むESGの取り組みは、執行において責任をもって推進するとともに、独立社外取締役が過半数を占める取締役会がこれを監督しています。取締役会は、サステナビリティに関する取り組みの進捗状況、サプライチェーン上のリスク管理体制の有効性及び開示の充実度について、定期的に報告を受け、必要に応じて執行に対し改善を求めてきました。当社は、このような体制のもとでリスク管理及び内部統制を適切に機能させ、企業価値の向上に取り組むことが、株主の長期的利益に資するものと考えています。

重要な点として、当社のサステナビリティ及びサプライチェーン管理に関する取り組みは、複数のESG外部評価機関において、業界内で上位水準の評価を得ています。当社の内部統制体制について重大な不備が存在すると示唆する事実はありません。

以下、請求者の指摘について、取締役会の見解を述べます。

### サプライチェーン管理の実効性確保

当社は、サプライチェーンにおける森林破壊や人権問題を業界全体に共通する重要なリスクとして認識しており、責任ある調達に向けた管理体制を構築し、継続的に運用しています。NDPE（No Deforestation, No Peat, and No Exploitation）方針を支持するなど、事業活動及びサプライチェーン全体において企業としての責任を果たすことに取り組んでいます。こうした取り組みを踏まえると、本株主提案の前提となる指摘は当社の実態を適切に反映したものではないと考えています。

当社は、「調達基本方針」に基づき、「お取引先に求めるパートナーシップ要件」、「お取引先とのESG推進活動」及び「ハイリスクサプライチェーンからの調達」に沿って、環境・人権デューデリジェンスを実施し、継続的にモニタリングを行っています。問題が認められた場合には、詳細調査及び改善指導を含む適切な対応を行っており、改善が確認されない場合には、購入停止を含む措置を講じることがあります。また、サプライヤーとのエンゲージメントを通じて改善状況を確認した上で取引を再開しています。本アプローチは、サプライチェーン全体の持続可能性の向上を目的としています。

この運用の実効性を示す具体例として、過去に大手サプライヤーであるIOIグループが、許認可のない土地開発及び泥炭地開発によりRSPO認証の停止を受けた際、当社は、同グループからの認証油の購入の全面停止と生産継続に必要な最低限の数量を除いたパーム核油の購入停止を決定しました。その後はエンゲージメントとモニタリングを継続し、是正計画の実行を確認した上で取引を再開しました。

また、請求者が指摘するサプライヤーについては、取締役会として事実関係を確認いたしました。その結果、Royal Golden Eagle (RGE) グループ（後述）及びFelda/FGV Holdings (FGV)を除いて、パーム油・パーム核油の直接・間接の取引はありません。FGVに関しても、問題となったミルからの調達はありません。なお、当社はサプライヤーとの関係を維持しながら問題のある供給源を特定し改善を求めるアプローチが、サプライチェーン全体の持続可能性向上に資するものと考えています。

また、RGEグループについては、その子会社であるApical Group Limitedとの間で、当社が35%出資する合

弁会社を設立しております。当社は、資本参加者としてのガバナンス上の立場を活かし、合併会社の運営においてESGに関する方針の遵守を求めるとともに、AFi (Accountability Framework initiative) の理念に基づき、Apical Group Limitedに加え、親会社であるRGEグループに対しても、継続的な対話を通じて状況の確認及び改善を求めています。資本関係を有することで、単なる取引先に対するエンゲージメントよりも実効性の高い働きかけが可能となっています。さらに、当社は、第三者による調査結果や外部情報も踏まえた上で、取引継続の是非を含めた適切な判断を行うとともに、サプライチェーンにおけるリスクの把握及び低減に継続的に取り組んでおります。

取締役会としては、当社のサプライチェーン管理体制は実効的に機能しており、調査者の選任を要する重大な不備は認められないと判断しています。

### 苦情処理メカニズムの制度設計・運用

請求者は、当社の苦情処理メカニズムの対象範囲が限定的であり、主要なステークホルダーが利用できないと指摘しています。取締役会は、この指摘は当社の制度の趣旨及び構造を十分に踏まえたものではないと認識しています。

当社は、サプライチェーン上の苦情・通報を受け付ける複層的な体制を構築しています。「花王コンプライアンスホットライン」は、サプライチェーン上の取引先を含む広範なステークホルダーが利用可能な窓口として設置しております。また関係部門における各種窓口等を通じても通報・相談を受け付けています。これらに加え、小規模農園専用の支援チャンネルとして「花王グリーンバンスメカニズム」を導入しています。

パーム油のサプライチェーンにおいては、小規模農園が環境・人権リスクに直面しやすい一方で、生産性向上や持続可能な農業に関する知識・技術へのアクセスが十分ではないという課題があります。

当社は、小規模農園における環境・人権リスクへの対応においては、単に認証制度に依拠するのみでは十分ではなく、現地における直接的な対話とアクセス可能な仕組みの構築が不可欠であると認識しております。

こうした考えのもと、当社は、サプライチェーンの上流に位置する小規模農園の方々が自国語で直接アクセス可能な仕組みとして「花王グリーンバンスメカニズム」を構築いたしました。当社は、インドネシアの小規模独立農園を対象に本メカニズムの運用を開始しており、今後対象地域の拡大を計画的に進めてまいります。

本メカニズムでは、環境・人権に関する課題への対応に加え、生産性向上や農業運営に関する相談なども含めて幅広く受け付けており、単なる苦情処理にとどまらず、現地の実情に即した支援を行う仕組みとして位置付けております。

これにより、小規模農園の持続的な発展を支援するとともに、サプライチェーン上のリスクの早期把握及び未然防止につなげていくことを目指しております。

これらの仕組みを通じて、当社は適切にかつ慎重に対応を行いながら、是正措置を講じることで、サプライチェーン及び事業におけるリスクの把握及び低減を着実に進めています。

当社は、今後も苦情処理メカニズムの着実な拡充を含め、継続的な改善を通じてリスク管理及び内部統制の実効性の向上に努めていきます。取締役会は、執行による取り組みは適切であると判断しており、その進捗を継続的に監督してまいります。

### サプライチェーン及び認証についての開示

請求者は、当社が紙・パルプの調達先を開示していない点を指摘しています。紙・パルプのサプライチェーンは、森林事業者、パルプメーカー、紙メーカー、包装材メーカーなどから構成される多層構造となっております。したがって、実務上、また業界全体の実態としても、ブランド企業が森林事業者レベルまでのすべてのサプライヤーを直接把握し開示することには構造的な制約があります。

そのため、当社では、森林までのトレーサビリティの確保、FSC (Forest Stewardship Council) やPEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) などの第三者認証材の活用、及びサプライヤーとの対話や森林訪問などを通じて、持続可能な調達の確保に取り組んでいます。紙・パルプ分野では、これら

の森林認証制度を通じて森林管理や苦情対応が行われることが一般的であり、当社もこれらの認証制度を活用することで森林リスクを管理しています。

当社グループの紙・パルプにおける認証品比率は99.6%（2024年実績）であり、KPMGあずさサステナビリティによる独立した保証を受けています。そのうち、FSC認証率は64%（2024年実績）であり、この点についてはCDP（旧Carbon Disclosure Project）への回答を通じて公開されています。

なお、紙・パルプ分野におけるサプライチェーン情報の開示方法は企業ごとにさまざまなアプローチが存在しており、サプライヤーリストの公開だけでなく、認証材の使用状況やトレーサビリティの開示など、異なる方法で透明性を確保している企業もあります。当社は、サプライチェーンの透明性向上に向け、主要サプライヤーに関する情報及び認証材の調達状況に関する開示を拡充してまいります。

また、請求者は、当社がCDP質問書において「売上の100%がパーム油に依存し、71%から80%が木材に依存している」と回答している点を引用し、当該原材料が当社事業に重大な影響を及ぼすと指摘しています。

確かにパーム油、木材は、当社の複数の事業分野の商品で用いられている重要な原材料です。しかしながら、CDP質問書における上記の数値は、当該原材料を使用する製品カテゴリーが売上全体に占める比率を問うものであり、原材料そのものの使用量や調達高における割合を示すものではありません。例えば、原材料調達高におけるパーム油の割合は約20%です。当社の事業は、特定の原材料のみに依拠しているものではなく、多様な製品及び原材料により構成されております。

当社は、サプライチェーンの透明性向上に向けて、情報開示のあり方について引き続き検討を行ってまいります。

取締役会は、当社がサプライチェーン上の課題に対して、取締役会の監督のもと、リスク管理体制及び内部統制体制を構築し、継続的かつ実効的な取り組みを推進していると判断しています。

## ガバナンス体制及び利益相反について

請求者は、代表取締役社長執行役員がESGコミティの議長を務め、コンプライアンス体制の監督も担当し、取締役・執行役員報酬諮問委員会のメンバーであること、また経営陣の長期インセンティブ報酬としての業績連動型株式報酬にESG指標が含まれていることから利益相反関係があり、網羅的な調査を実施できないと主張しています。

ESGコミティの議長を代表取締役社長執行役員が務めているのは事実ですが、社外取締役が過半数を占める取締役会に対して年2回の定期報告及び戦略方針や目標の設定、KPIや活動に対する進捗状況などの報告を行い、取締役会による実効的な監督がなされています。なお、取締役会はESGに関する方針・目標について執行の報告を受けるのみならず、必要に応じて是正を求める権限を有しており、実際にこれを行ってきた実績があります。

また、ESGに関するKPIの報酬方針への反映や評価については、客観的な評価指標（詳細は有価証券報告書記載のとおりです）に基づき、全社外取締役5名及び社長執行役員で構成される取締役・執行役員報酬諮問委員会が毎年審議され、その後、独立社外取締役が過半数を占める取締役会で決議されます。報酬諮問委員会及び取締役会において社長執行役員の個別の評価を行う際は、社長執行役員は意見を述べない運用としています。

代表取締役社長執行役員である長谷部氏がコンプライアンス担当であったのは2020年12月31日までであり、2021年1月1日の社長就任以降は常務執行役員がコンプライアンス委員会委員長を務める体制となっています。取締役、執行役員等が関与する通報案件については、直ちに監査役及び同委員長等に報告し、適切な調査・対応を検討・実施する旨が定められています。

取締役会は、当社のガバナンス体制に不備はなく、利益相反となるような関係はないと判断しています。

また、当社は、ESGコミティの諮問に対する答申や提言を行う機関として、社外有識者で構成されるESG外部アドバイザーボードを設置しています。当社のサステナビリティの取り組みを加速するため、メンバーの充実を図るとともに、同ボードから取締役会に対して独立した視点から報告及び助言が行われる体制を構築し、これにより取締役会の監督機能のさらなる実効性向上を図ります。

## 取締役会の結論

独立社外取締役を含む取締役会は、請求者が指摘する当社のサプライチェーンのリスク管理体制、内部統制及び関連する開示について重大な問題は認められないと判断いたしました。請求者が指摘する社会的評価の毀損、原材料提供網の混乱、消費者からの信頼の損失、資金調達コストの増大といった影響が生じ、当社の長期的な企業価値を毀損するという懸念は、認められないと考えております。

これらの理由から、調査者を選任し調査する必要はないと全会一致で判断いたしました。

したがって、本株主提案には反対いたします。

なお、会社法第316条第2項に規定する調査者制度については、経済産業省の研究会報告書等においてもその在り方の見直しが議論されているところですが、当社としては、そのような制度論の帰趨にかかわらず、上述のとおり当社のリスク管理体制及び内部統制が適切に機能していることから、調査者の選任は不要であると考えております。

このような背景も踏まえると、本株主提案で求められている調査者を選任する合理的な理由はないと考えております。

当社の取締役会は、すべてのステークホルダーからの意見を真摯に受け止め、会社及び株主の最善の利益の実現に向けて取り組んでいます。当社取締役会は、引き続きサプライチェーンを含むリスク管理及び内部統制の実効性を確保するとともに、中期経営計画「K27」の着実な遂行とさらなる成長の実現に向けて取り組んでまいります。これらの取り組みを通じて、株主との建設的な対話を重視するとともに、企業価値及び株主価値の向上をはじめ、すべてのステークホルダーの期待に応えてまいります。

以上

# 株主の皆さまへのお願いとお知らせ

- ・本臨時株主総会にご出席願えない場合は、書面又はインターネット等による事前の議決権行使を是非ご活用ください。
- ・本臨時株主総会につきましては、当日、ライブ配信を実施いたしませんので、ご了承ください。
- ・**お土産（製品サンプル）の配布はございません。**
- ・株主総会会場では、優先席エリアと字幕表示モニターをご用意しておりますので、ご希望がございましたら、当日ご遠慮なく会場内の運営スタッフにお知らせください。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

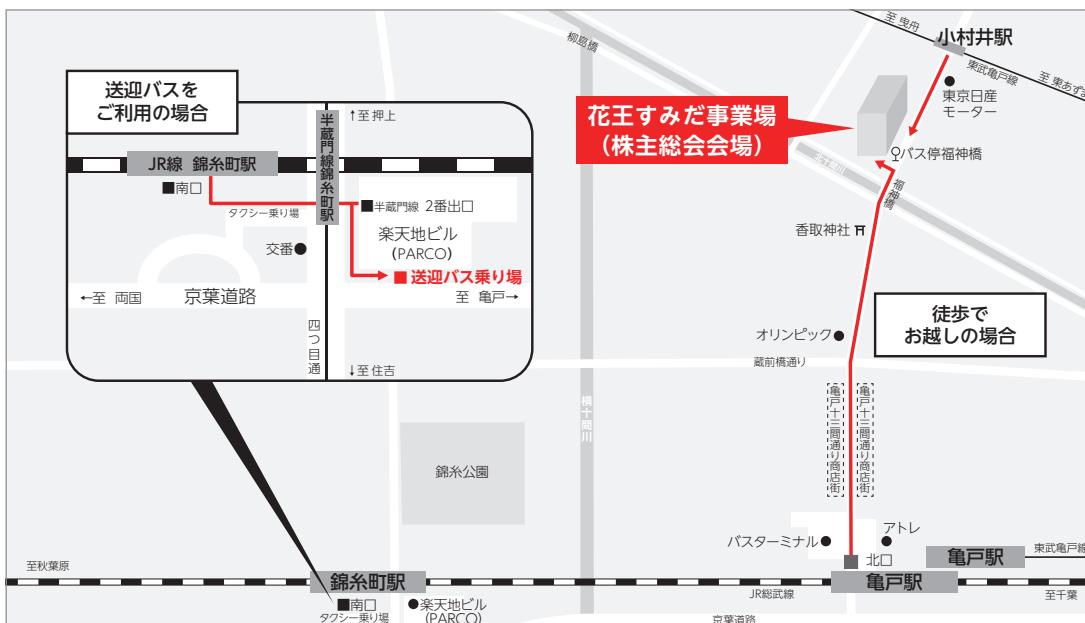
## 株主総会会場ご案内

日時

2026年4月30日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所

〒131-8501 東京都墨田区文花二丁目1番3号  
花王株式会社 すみだ事業場内 セミナーハウス



### 交通のご案内

■JR総武線「亀戸」駅より徒歩約15分 ■東武亀戸線「小村井」駅より徒歩8分

<送迎バスのご案内>

当日は、「錦糸町」駅（上記案内図参照）より送迎バスを運行しております。  
運行時間は午前9時から10時までです（所要時間：会場までバスで約20分）。交通状況により開会に間に合わない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※駐車場のご用意はございません。

kao

きれいをここに 未来に

UD  
FONT

VEGETABLE  
OIL INK

ミックス  
証 | 責任ある森林  
管理を支えています  
FSC  
www.fsc.org  
FSC® C022915